

「パートナーシップ構築宣言」

当所は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. ビジネスマッチング支援、新規事業創出支援、事業承継支援に取り組む。
- b. 取引先へのデジタルツールの提案から導入支援・導入後のフォロー等、デジタル化支援に取り組む。
- c. 士業等の専門人材と協力し、取引先の経営課題解決に取り組む。
- d. 取引先へ健康経営に関する情報提供・推進に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

取引事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。

② 手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

健全な企業間取引を推奨し、事業者の連携・共存共栄を構築することにより、地域商工業者の発展に寄与します。

令和6年3月19日

福岡商工会議所

会頭 谷川浩道